

## 平成 2 1 年 旭 市 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (5月26日)

|                                                     |     |
|-----------------------------------------------------|-----|
| 議事日程.....                                           | 1   |
| 本日の会議に付した事件.....                                    | 1   |
| 出席議員.....                                           | 1   |
| 欠席議員.....                                           | 2   |
| 説明のため出席した者.....                                     | 2   |
| 事務局職員出席者.....                                       | 3   |
| 開 会.....                                            | 4   |
| 人事の紹介.....                                          | 4   |
| 会議録署名議員の指名.....                                     | 5   |
| 会期の決定.....                                          | 5   |
| 議案上程.....                                           | 6   |
| 議案第 1 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて |     |
| 議案第 2 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |     |
| 議案第 3 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て   |     |
| 議案第 4 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |     |
| 議案第 5 号 専決処分の承認について (旭市税条例等の一部を改正する条例)              |     |
| 議案第 6 号 専決処分の承認について (旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)           |     |
| 議案第 7 号 専決処分の承認について (旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)         |     |
| 提案理由の説明.....                                        | 6   |
| 議案の補足説明.....                                        | 7   |
| 質疑、討論、採決.....                                       | 1 6 |
| 閉 会.....                                            | 2 2 |

## 平成 2 1 年旭市議会第 1 回臨時会会議録

### 議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 1 年 5 月 2 6 日（火曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 人事の紹介
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 提案理由の説明
  - 第 7 議案の補足説明
  - 第 8 質疑、討論、採決
  - 第 9 閉 会
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 人事の紹介
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 提案理由の説明
  - 日程第 7 議案の補足説明
  - 日程第 8 質疑、討論、採決
  - 日程第 9 閉 会
- 

#### 出席議員（ 2 2 名）

1 番 伊 藤 保  
3 番 平 野 忠 作  
5 番 林 七 巳

2 番 島 田 和 雄  
4 番 伊 藤 房 代  
6 番 向 後 悦 世

7番 景山岩三郎  
 11番 木内欽市  
 13番 日下昭治  
 15番 林俊介  
 17番 林一雄  
 19番 嶋田茂樹  
 21番 高橋利彦  
 24番 神子功

10番 柴田徹也  
 12番 佐久間茂樹  
 14番 平野浩  
 16番 明智忠直  
 18番 高木武雄  
 20番 向後和夫  
 22番 林正一郎  
 26番 林一哉

欠席議員（3名）

8番 滑川公英  
 25番 伊藤鐵

9番 嶋田哲純

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良  
 教育長 米本弥栄子  
 総務課長 平野哲也  
 企画課長 堀江隆夫  
 税務課長 野口徳和  
 環境課長 平野修司  
 健康管理課長 小長谷博  
 高齢者福祉課長 渡辺輝明  
 農水産課長 林清明  
 都市整備課長 伊藤恒男  
 会計管理者 高山重幸  
 水道課長 横山秀喜  
 学校教育課長 平野一男  
 国体推進室長 高野晃雄  
 農業委員会事務局長 伊藤浩

副市長 増田雅男  
 病院事務部長 渡辺清一  
 秘書広報課長 米本壽一  
 財政課長 加瀬正彦  
 市民課長 増田富雄  
 保険年金課長 花香寛源  
 社会福祉課長 在田豊  
 商工観光課長 神原房雄  
 建設課長 北村豪輔  
 下水道課長 佐藤邦雄  
 消防長 菅谷衛一  
 庶務課長 浪川敏夫  
 生涯学習課長 野口國男  
 監査委員局長 林久男  
 支務局宿舎配人 堀川茂博

病院事務次長 石 鍋 秀 和

病院經理課長 鈴 木 清 武

-----  
事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

日程第 1 開 会

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより平成21年旭市議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 2 人事の紹介

○議長（向後和夫） 日程第 2、人事の紹介。

去る 4 月 1 日の異動による人事の紹介をいたします。

増田雅男副市長。

平野哲也総務課長。

加瀬正彦財政課長。

米本壽一秘書広報課長。

堀江隆夫企画課長。

花香寛源保険年金課長。

渡辺輝明高齢者福祉課長。

増田富雄市民課長。

高山重幸会計管理者。

渡辺清一病院事務部長。

佐藤邦雄下水道課長。

横山秀喜水道課長。

平野一男学校教育課長。

伊藤恒男都市整備課長。

北村豪輔建設課長。

野口國男生涯学習課長。

林清明農水産課長。

伊藤浩農業委員会事務局長。

堀川茂博国民宿舎支配人。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

-----

### 日程第 3 会議録署名議員の指名

- 議長（向後和夫） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

10番、柴田徹也議員、11番、木内欽市議員、以上の 2 議員を指名いたします。

-----

### 日程第 4 会期の決定

- 議長（向後和夫） 日程第 4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決しました。

なお、お配りしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

-----

- 議長（向後和夫） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

-----

#### 日程第5 議案上程

○議長（向後和夫） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第7号までの7議案を一括上程いたします。

議案第1号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）

議案第6号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第7号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

-----

#### 日程第6 提案理由の説明

○議長（向後和夫） 日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成21年旭市議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の平成21年 6 月期の期末・勤勉手当の改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院の臨時勧告及び千葉県人事委員会臨時勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号から議案第 7 号までは、専決処分の承認についてでありまして、いずれも急施を要したため、専決処分したものであります。

議案第 5 号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、専決処分したものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げました。詳しくは、事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） 提案理由の説明は終わりました。

-----

#### 日程第 7 議案の補足説明

○議長（向後和夫） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） 議案第 1 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、現下の厳しい経済情勢を受け、人事院の臨時勧告及び千葉県人事委員会の

臨時勧告の趣旨に基づいて改正する一般職の職員の平成21年6月支給の期末手当及び勤勉手当の改正に合わせて、附則により改正するものでございます。

それでは、お手元のお配りしてございます新旧対照表の1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

改正の内容は、現行の附則を「附則第1項」とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、附則に「附則第2項」を加え、平成21年6月に支給する期末手当の支給率を現行の100分の212.5から100分の195に改め、100分の17.5引き下げるものであります。

これにより、この後、ご説明させていただきます一般職の職員の平成21年6月に支給する期末・勤勉手当を合わせた改正後の支給率と同率となるものでございます。

続きまして、議案第2号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきましては、ただいまご説明させていただきました議案第1号の議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例と同様に改正するものでございます。

続きまして、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど申し上げましたように人事院の臨時勧告及び千葉県人事委員会の臨時勧告の趣旨に基づき、平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として、附則により改正するものでございます。

お手元の新旧対照表の4ページと併せてご覧いただきたいと思います。

附則の第10項として追加する内容は、第24条第2項の期末手当の平成21年6月期の支給率を100分の140から100分の125とし、100分の15を引き下げ、また、第27条第2項の勤勉手当の同年同期の支給率を100分の75から100分の70とし、100分の5引き下げるものであります。

これにより、一般職の職員の平成21年6月期の期末・勤勉手当を合わせた支給率は100分の20引き下げとなり、支給率の合計は100分の195となるものであります。

なお、参考までに県内の取り組み状況を申し上げます。56団体のうち、53団体が今回条例改正を予定しているということで聞いております。残りの3団体につきましては、既に独自の削減措置をしているということで、今回は見送ったということ聞いております。

以上で、議案第1号から議案第4号までの補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号、議案第6号、議案第7号について、税務課長、登壇してください。

( 税務課長 野口徳和 登壇 )

○税務課長(野口徳和) 議案第5号、旭市税条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴い、市民税における住宅借入金等特別税額控除の創設、土地に係る固定資産税の課税の特例の延長などが行われたことに伴い、国の準則に従い所要の改正を行ったものであります。

なお、本条例は3条で構成され、第1条及び第2条で旭市税条例を改正し、第3条で平成20年条例第15号の旭市税条例の一部を改正する条例を改正するものであります。

題名は、市税条例及び改正条例を併せて改正するため、「旭市税条例等の一部を改正する条例」としたものであります。

今回は、同一条文について施行日が異なる根拠法の改正があったため、第1条の改正を行った後、第2条で施行日を変えて再度改正を行ったものであります。

第3条は、現行の上場株式に係る配当・譲渡所得の課税の特例が延長されたため、平成20年度改正条例の附則の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第1条関係です。

第36条の2第4項の改正は、地方税法施行規則の改正により、「寄附金税額控除申告書」の様式が追加されたため加えるものであります。

第38条第1項の改正は、第47条の2の「公的年金特別徴収」に関して、第2項が削除されたため引用箇所を削るものであります。

第47条の2第2項の改正は、給与、年金所得以外の所得があった場合に、年金特別徴収により、徴収する計算方法が改正されたため削除するものであります。

第3項は、第2項の削除に伴う文言整理と項ずれの改正であります。

第47条の3の改正は、第47条の2第2項の削除に伴い、該当箇所を削るものであります。

第47条の5第1項及び第2項の改正は、第47条の2第2項の削除に伴い、該当箇所を削り、併せて文言整理であります。

第54条第6項の改正は、根拠法の引用条文の条ずれにより、引用箇所の変更をするものであります。

第56条の改正は、医療法改正により、固定資産税の非課税対象に社会医療法人などが加わったため、引用条文の追加と引用箇所に合わせた文言整理を行ったものであります。

2 ページをご覧ください。

第58条の2を加える改正は、社会医療法人が直接救急の用に供する施設の固定資産税の非課税の適用を受ける場合、提出する申告書の記載事項等を定めた規定を整備するものであります。

第59条の改正は、引用条文の整理であります。

第93条の改正は、文言整理であります。

続いて、附則の改正となります。

附則第7条の3の見出し改正は、附則第7条の3の2の追加により、現在の見出しを削り、新たに複合見出しを付したものであります。

次に、第1項の改正は、「居住年」の文言を追加したものであります。

次に、第3項の改正は、市民税の住宅借入金等特別税額控除について、申告期間の延長を削除したものであります。

3 ページをご覧ください。

附則第7条の3の2を加える改正は、地方税法等の改正に伴い、平成21年から平成25年までに入居した、所得税の住宅借入金等特別税額控除の対象者について、所得税から控除しきれなかった額があった場合に、市民税の所得割から控除する規定を整備するものであります。

第1項は、平成22年度から平成35年度までの期間、附則第7条の3の市民税の住宅借入金等特別税額控除を申請しない場合でも、税額控除が受けられる規定であります。

第2項は、市民税の住宅借入金等特別税額控除の申請をしない場合で、控除を適用するときの要件を定めた規定で、第1号は、市県民税の申告書又は確定申告書に税額控除の記載があるもの、第2号は、年末調整を行い、給与支払報告書に税額控除の記載があるものとなります。

第3項は、読み替え規定を整備したものであります。

4 ページをご覧ください。

附則第8条第2項の改正は、附則第7条の3の2の追加による文言整理であります。

附則第10条の改正は、根拠条文の削除による文言整理であります。

附則第10条の2第3項の改正は、新築住宅に係る固定資産税の減免で、高齢者居住安定化法関係の内容を施行令で明記したため、引用条文を整理したものであります。

次に、第6項の改正は、引用条文の条ずれによる文言整理であります。

次に、附則第10条の3の改正は、阪神大震災に係る特例の終了により、条文を削除するも

のであります。

附則第11条から附則第15条の2の改正は、地方税法等の改正に伴い、土地の固定資産税の課税の特例が3年間延長されたことによるものであります。

附則第11条の見出しの改正は、適用年度を平成21年度から平成23年度までに改めるものであります。

附則第11条の2の改正は、土地の価格の特例を延長し、適用年度を改めるものであります。

附則第11条の3の改正は、鉄軌道用地の価格の特例の終了により、条文を削除するものであります。

附則第12条の改正は、宅地等に係る固定資産税の特例を延長し、適用年度を改めるものであります。

附則第12条の2の改正は、削除条文を削るものであります。

附則第13条の改正は、農地に係る固定資産税の特例を延長し、適用年度を平成21年度から23年度までに改めるものであります。

附則第13条の3の改正は、削除条文を削るものであります。

附則第15条の2の改正は、特別土地保有税の特例を延長し、適用年度を改めるものであります。

附則第16条の3の改正は、配当所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の配当所得の通算に係る読み替え規定の整理であります。

5ページをご覧ください。

附則第16条の4の改正は、土地の譲渡に係る事業所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の土地の譲渡に係る事業所得の通算に係る読み替え規定の整理であります。

附則第17条第1項の改正は、長期譲渡所得の特例で、根拠条文の追加による文言整理であります。

次に、第3項の改正は、長期譲渡所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の長期譲渡所得に係る読み替え規定の整理であります。

附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、優良住宅用土地譲渡関係所得の特例で、適用期限を平成21年度から平成26年度に延長するものであります。

次に、第3項の改正は、根拠条文の追加による文言整理であります。

附則第18条の5の改正は、短期譲渡所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言

整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の短期譲渡所得に係る読み替え規定の整理であります。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の株式等に係る譲渡所得に係る読み替え規定の整理であります。

6ページをご覧ください。

附則第19条の2の改正は、特定保有株式の追加による文言整理であります。

附則第20条の改正は、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

附則第20条の2の改正は、先物取引の損益通算に関し、金融商品先物取引の譲渡に係る所得を追加するものであります。

次に、第2項の改正は、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の先物取引所得に係る読み替え規定の整理であります。

附則第20条の4第2項の改正は、条約適用利子所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の条約適用利子所得に係る読み替え規定の整理であります。

次に、第5項の改正は、条約適用配当所得の特例で、附則第7条の3の2の追加による文言整理及び寄附金控除の合計所得判定の際の条約適用配当所得に係る読み替え規定の整理であります。

第2条関係です。

7ページをご覧ください。

長期優良住宅に係る固定資産税の減免関係の改正となります。

附則第10条の2第2項を加える改正は、長期優良住宅に係る固定資産税の減免の適用を受けるための申告書及び添付書類を規定するものであります。

次に、第2項から第5項までの改正は、第2項が追加されたため、1項ずつ繰り下げるものであります。

次に、第6項及び第7項の改正は、根拠条文の条ずれのため、引用箇所の文言整理とともに第2項が追加されたため、1項ずつ繰り下げるものであります。

第3条関係です。

上場株式に係る配当及び譲渡所得の特例が3年間延長されたこと、また、現行の特例期間終了後の措置を定めた箇所を削除したことに伴い、附則の削除と項がずれたことによる改正

であります。

附則第 1 条の改正は、附則第 2 条中の項のずれに伴う引用箇所の文言整理であります。

附則第 2 条第 9 項の改正は、上場株式の配当所得の特例延長に伴う適用期間の延長及び適用税率を100分の1.8に統一したため、各号を削除したものであります。

第12項の改正は、引用箇所の文言整理であります。

第13項及び第15項は、現行の上場株式の特例が延長され、現行の特例が終了した後の経過措置を定めた箇所が不要となったため削除するものであります。

第14項の改正は、項ずれにより同項を第13項としたものであります。

第16項及び第17項の改正は、項ずれにより同項を第14項及び第15項としたものであります。

第18項の改正は、上場株式の譲渡所得の特例延長に伴う適用期間の延長及び適用税率を100分の1.8に統一したため、各号を削除し、項ずれにより同項を第16項としたものであります。

第19項の改正は、引用箇所の文言整理と項ずれにより同項を第17項としたものであります。

次に、第20項から第22項までの改正は、引用箇所の文言整理と項ずれにより同項を第18項から第20項までとしたものであります。

第23項の改正は、特例期間の延長による文言整理と項ずれにより同項を第21項としたものであります。

続いて、今回の改正条例の附則となります。

8 ページをご覧ください。

第 1 条は、施行期日に関する規定であり、各号列記部分以外の規定については、4 月 1 日から施行する旨の規定であります。

第 1 号で、第 2 条の長期優良住宅減免関係、附則第 3 条第 2 項の改正規定の施行日を平成 21 年 6 月 4 日とし、第 2 号で、第 1 条の附則第 7 条の 3 ほかの住宅借入金等特別控除関係の改正規定の施行日を平成 22 年 1 月 1 日とし、9 ページをご覧ください。第 3 号で、第 1 条の附則第 7 条の 3 ほかの残りの住宅借入金等特別控除関係規定の施行日を平成 22 年 4 月 1 日とし、第 4 号で、第 1 条の附則第 20 条の 2 の金融商品先物取引の譲渡に係る所得の特例関係規定の施行日を平成 23 年 1 月 1 日とし、第 5 号で、第 1 条の第 54 条の施行日を農地法等の一部を改正する法律の施行の日とする旨の規定であります。

第 2 条は、市民税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

10ページをご覧ください。

第3条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

続いて、議案第6号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、土地の固定資産税の課税の特例が3年間延長されたことにより、国の準則に基づき所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

附則第4項から附則第6項の改正は、根拠条文の適用年度が改正されたことにより改めるものであります。

附則第7項の改正は、根拠条文の適用年度が改正されたことに伴い、引用箇所に合わせた文言整理であります。

附則第8項及び附則第9項の改正は、引用箇所に合わせた文言整理であります。

附則第10項の改正は、見出しを含む引用箇所に合わせた文言整理であります。

附則第14項の改正は、根拠条文の条ずれにより改めるものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

第1項は、本条例の施行期日を平成21年4月1日とする旨の規定であります。

第2項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正により、上場株式等に係る配当及び譲渡損失の損益通算関係の条文の追加等が行われたことにより、国の準則に基づき所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

附則第11項から附則第14項までの改正は、上場株式等に係る配当及び譲渡損失の損益通算関係の条文を追加するため、2項ずつずれ、附則第13項から附則第16項までに改めるものであります。

次に、附則第10項の改正は、金融商品先物取引の譲渡所得が追加されたことに伴い、文言

整理をした後、同項を附則第12項に改めるものであります。

附則第9項の改正は、引用箇所の項ずれのため文言整理をした後、同項を附則第11項に改めるものであります。

附則第8項の改正は、見出しを附則第9項と共通見出しにするため削除し、本文の引用箇所の項ずれのため文言整理をした後、同項を附則第10項に改めるものであります。

附則第7項の改正は、項の追加による項ずれのため附則第8項に改めるものであります。

附則第9項に、所得割の計算時に上場株式等に係る譲渡損失を損益通算できる規定を追加するものであります。

附則第6項の改正は、長期譲渡所得の特例関係の規定が追加されたことにより、読み替え規定を整備し、同項を附則第7項に改めるものであります。

附則第5項の改正は、長期譲渡所得の特例の追加により文言整理した後、同項を附則第6項に改めるものであります。

附則第5項を加える改正は、所得割の計算時に上場株式等に係る配当損失を損益通算できる規定を整備するものであります。

2ページをご覧ください。

次に、本条例の附則についてご説明いたします。

第1項は、施行期日に関する規定であり、各号列記部分以外の規定については、平成21年4月1日から施行する旨の規定であります。

第1号で、附則第4項の次に1項を加えるほかの上場株式等に係る配当及び譲渡損失の損益通算関係の改正規定の施行日を平成22年1月1日とするものであります。

第2号で、附則第5項ほかの長期譲渡所得の特例関係の改正規定の施行日を平成22年4月1日とするものであります。

第3号で、附則第10項の金融商品先物取引の譲渡所得関係の改正規定の施行日を平成23年1月1日とするものであります。

第2項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 税務課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） おはかりいたします。議案第１号から議案第７号までの７議案を委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第７号までの７議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

-----

#### 日程第８ 質疑、討論、採決

- 議長（向後和夫） 日程第８、質疑、討論、採決。

これより議案第１号から議案第７号までの７議案について、順次質疑を行います。

議案第１号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

神子議員の発言を許可いたします。

- ２４番（神子 功） 神子です。

質疑をする前に、議長にお許しをいただきたいんですが、先ほど担当課長からも話がありましたように、議案第１号から議案第４号までは関連した議案となっております。

したがいまして、円滑な議会運営をさせていただくために、１号で全体的に質疑をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

- 議長（向後和夫） はい、結構です。

- ２４番（神子 功） ありがとうございます。

それでは、１号から４号までトータル的にご質疑を申し上げたいと思います。

議案第１号につきましては、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、今回は、期末手当の0.175か月を凍結するという内容のものであり、議案第２号につきましては、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市長、副市長等の、内容につきましても議会議員同様にするものと。議案第３号につきましては、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同様な措置をとるものでございます。なお、議案第４号につきましては、ご説明をいただきましたように、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例ということで、100分の20ということで凍結をする内容と判断しております。

そこで、ご質疑申し上げます。

平成21年の当初予算が組まれ、それによって今回、人事院並びに千葉県人事委員会、それに準じまして、当旭市としては5月1日の人事院の勧告に基づき、千葉県人事委員会、これが5月15日でしたか、それ以前に臨時会を開きながら、現下の不況に対する民間の思いということも含めて、早速に検討していただきまして先手を打つ中で、近隣にない通常の形を変えて取り組みをしたということで、これについては先の全員協議会で確認をしているところでございます。

そういう中で、特に額的に凍結した内容というのはどれだけの影響があるか。議会議員、特別職の職員、教育委員会の教育長につきましては一般職と同様に組み入れてございますが、一般職の職員の給与、これの凍結ということで、それぞれ人数的な部分とそれによる凍結の額、トータル的には通常どのぐらいの不用額になるものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） お答え申し上げます。

人数、それからトータルの額と影響額ということでございます。

まず、一般職の職員、これに教育長を含んでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。人数的には教育長を含めまして770人ということになります。これに対します影響額といたしますか、削減額5,251万2,000円、今これはあくまでも試算の段階ですけれども5,251万2,000円ということでございます。

それから、特別職でございますけれども、これは先ほどの教育長は一般職に含めますので、市長と副市長という形になりますけれども、削減額が28万6,000円でございます。

それから、議員さんでございますけれども、議員さんは25人でございますして、削減額が172万7,000円ということで、トータルでは5,452万5,000円、これは確実に予算上は下回ってくるであろうということでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

当然これにつきましては、ただいま申し上げましたように、当初予算で組んである内容のものが今ご説明いただきましたように、それぞれ合算いたしますと5,452万5,000円、これが通常の場合には8月ごろに人事院並びに千葉県の人事委員会が勧告をし、それに基づいて検討しながら、だいたい1月ごろに検討をして、臨時会を開く等の措置をとっておりますけれども、これが臨時の特例ということで、国のほうも大変現下の状況をとらまえて何とかしたいという思いがある内容だというふうに思っております。

さあ、そこでこの5,452万5,000円、これについてはまだ期間がございますので補正を組んで、不用として落として、一般財源として効果的に、この内容、5,452万5,000円の試算について有効利用していくものなのか、それともこれについては、通常予算ということで組んだものですから、これについては不用額として最後まで残して、有効的に財政調整基金等に組み入れるような考えと二つがありますけれども、現在どのようにお考えなのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ただいま補正して減額するのか、それとも組み替えてということであったわけなんですけれども、今これは留保財源になるかと思えます。これからの予算、どういうものが事業費で出てくるか、国の対策もありますのでそういったところをにらみながら、貴重な財源として活用していくということで、今はお許しいただければと思っております。

○議長（向後和夫） 神子議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

国・県につきましては勧告に基づいて対応したいと、旭市としてはいち早くこの内容について試算をしながら、今日を迎えております。市民からしてみれば、血税をなるべく効率的に有効的に活用してほしいという思いはありますし、今回凍結される職員の方につきましては、大変痛手をこうむるという内容でございます。

両方考えた場合には、やはり一番財政運営上、正しい道を作ることがよろしいかというふうに思っております。ただいまの課長の答弁を考慮いたしまして質疑を終わります。

○議長（向後和夫） 神子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

神子議員の発言を許可いたします。

○24番（神子 功） 神子です。

議案第5号、専決処分の承認について。内容的には、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

ただいま議案書に基づきまして説明をいただきましたが、基本的にはあまりよく分かりません。しかし、内容的には国の準則によるものということで、だいたい大きく分けて6点ぐらいあるのかなというように思います。公的年金の関係、それから医療法人の関係とか、あるいは住宅の入居関係、土地家屋の3年の延長でありますとか、長期譲渡所得の減免措置、さらに配当についての3年延長という内容であろうかと思いますが、それでは、今回地方税法の改正によりまして、旭市としてどれだけ影響額が出るものかどうか、また対象者がそれにどのぐらいかかわってくるのかどうか、これにつきまして取りまとめ、簡単で結構でございますので答弁をお願いいたします。

○議長（向後和夫） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、お答えいたします。

まず、個人住民税の公的年金からの特別徴収の関係です。

これについては、今回の改正で47条の2の関係です。公的年金から特別徴収される所得が公的年金所得のみに変更されたという内容で、特別徴収の対象者は2,300人と見込んでおります。

次に、固定資産税の特例です。

これは医療法人に係る固定資産税の特例ということで、医療法改正により社会医療法人が追加されましたが、この件については旭市には該当はございません。

次に、３点目に、住民税の住宅ローン控除が創設されました。

これについては、現在のところ対象者が540人、1,300万円と見ております。ただ、これにつきましては1,300万円減収となりますが、減収分につきましては、国から減収補てん特例交付金として全額補てんされるということになっております。

それから、固定資産税の特例期間の延長です。

これにつきましては、負担水準の低い宅地等に対して、前年度の課税標準額の５％増の調整措置がとられましたが、平成21年度から平成23年度までの税負担の全体の調整措置により、土地につきましては平成21年度課税標準額、これについては対前年1.0％の減となるものがあります。

次に、長期優良住宅関係。

附則第10条の２関係ですが、これは改正規定の適用が翌年度以降になるため、影響額については現在不明でございます。

次に、上場株式等の配当譲渡所得の特定期間の延長でございます。

この軽減を受ける方については、本年度ベースで40人、金額は約160万円と見ております。

それから、都市計画税関係の改正については、先ほどの固定資産税の特例期間の延長と同じでございます。

それから、国民健康保険税関係につきましては、証券税制の改正の適用が翌年度以降となりますので、現在のところ不明ということでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 議案第５号の質疑を終わります。

議案第６号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第７号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について、一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について、採決いたします。

議案第1号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は承認することに決しました。

議案第 6 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

○議長( 向後和夫 ) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は承認することに決しました。

議案第 7 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

○議長( 向後和夫 ) 全員賛成。

よって、議案第 7 号は承認することに決しました。

-----

#### 日程第 9 閉 会

○議長( 向後和夫 ) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年旭市議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 0 時 5 2 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 向 後 和 夫

議 員 柴 田 徹 也

議 員 木 内 欽 市